

# 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者等表彰要項

## 1. 趣旨

永年にわたりスポーツ指導者として、スポーツの指導育成及び組織化、競技力の向上、公認スポーツ指導者制度の発展その他国民スポーツの振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績があった者を表彰し、その功に報いるとともに、将来のスポーツ界を担う若手指導者の奨励を通じて、今後における公認スポーツ指導者制度の一層の発展に資する。

## 2. 表彰の基準

表彰の対象は、以下の各号の基準を満たす者とし、第1号から第4号までは公認スポーツ指導者とする。

### (1) 永年表彰

公認スポーツ指導者資格登録認定後、通算15年以上にわたりスポーツの指導育成及び組織化等に尽力し、顕著な功績が認められ、原則として所属する中央・都道府県・市区町村の競技団体若しくは体育協会・市区町村体育（スポーツ）協会、又は国・地方公共団体から表彰を受けた者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

### (2) 優秀選手育成賞

公認スポーツ指導者として、競技の普及や競技力の向上に尽力し、前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において、優秀な成績をあげた選手を育成指導してきた者。ただし、過去において同一選手の成績に基づき本基準による表彰を受けたことがない者であること。

### (3) 若手指導者奨励賞

受賞年度に満30歳以下の者のうち、今後、当該推薦団体において中心的な役割を担うことが期待される者。ただし、過去において本基準による表書を受けたことがない者であること。

### (4) 退任感謝状

おおむね15年以上にわたりスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残し退任した公認スポーツ指導者

### (5) 特別功労表彰

公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者、並びに公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げた者と本会が特に認めた者。

### 3. 候補者の推薦

候補者の推薦は、次の各号により行うものとする。

- (1) 前項第 1 号に定める候補者については、加盟都道府県体育（スポーツ）協会及び加盟中央競技団体が、別に定める様式により推薦を行うものとする。この場合、都道府県体育（スポーツ）協会については、前年度公認スポーツ指導者登録者数 500 名まで 1 名、以下 500 名までを越えるごとに 1 名を増やした人数を、中央競技団体については、1 団体 3 名以内を推薦することができる。
- (2) 前項第 2 号および第 3 号に定める候補者については、加盟中央競技団体が別に定める様式により推薦を行うものとする。
- (3) 前項第 4 号に定める候補者については、加盟団体が特に必要と認めた場合に推薦を行うものとする。
- (4) 前項第 5 号に定める候補者については、本会が直接推薦を行うものとする。

### 4. 被表彰者の決定

被表彰者は、本会会長が指導者育成専門委員会の審査を経て、決定するものとする。ただし、前項第 4 号については、加盟団体長にその審査を委任することができる。

### 5. 表彰の方法

表彰の基準第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号については、本会会長が表彰状又は感謝状を授与する。

表彰の基準第 3 号については、本会指導者育成専門委員会委員長が表彰状を授与する。

### 6. 附則

この要項は平成 7 年 5 月 16 日から施行する。

この要項は平成 11 年 3 月 8 日から施行する。

この要項は平成 19 年 8 月 22 日から施行する。

この要項は公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

この要項は平成 27 年 9 月 24 日から施行する。